

☆☆

ユニオン・プレス

☆☆

No. 6 2012年11月1日

発行： 埼玉大学教職員組合 048-853-5609(内線 3160)

saikyoso@mail.saitama-u.ac.jp

組合事務室は生協第2 食堂建物内 月～金(水除く)の12時～17時開室

少しでも働きやすい職場に

パワハラや嫌がらせは許されない

非常勤職員の待遇改善に向けて

有期労働契約にかかわる労働契約法の一部改正

1. パワハラや嫌がらせは許されない

人件費削減の影響で、埼玉大学の職場環境は次第に悪化してきています。無期雇用の教職員ポストは削減され、さまざまなかたちの有期での雇用形態がひじょうに多くなってきています。また、忙しくなる一方の職場では、ストレスが増えることはあっても減ることはありません。そうした職場環境では、上司はこれまで以上に、部下に対するこまやかな配慮を働かせることが求められるはずで、経営的観点からみても、部下が日々直面しているさまざまな負担や重圧に鈍感な上司は、貴重な人的資源を無駄にしていると言わざるを得ないでしょう。

みなさんの職場では、過度で無理な仕事の要求や、サービス残業の押し付け、休日出勤命令を出さないなどの不当な問題は起こっていませんか。また、部下や同僚を一方的に怒鳴るなどの嫌がらせやパワハラは起こっていませんか。

以上のようなことがあれば、すぐに組合に相談してください。組合は、大学側と団体交渉権を持つ唯一の法的に認められた学内組織です。過半数代表はそうした団体交渉権を有していません。

2. 非常勤職員の待遇改善に向けて

雇用形態が多様化する中で、同じ非常勤職員でも、日々雇用、パート、派遣など、労働条件の異なるさまざまな立場があるのが埼玉大学の現状です。組合では、たとえばパート職員の忌引きの有給休暇化や、非常勤職員の正職員への登用問題などをめぐって、大学側と交渉をしてきています。次項の労働契約法の一部改正とも関係しますが、組合は今後も、非常勤職員の待遇改善に向けた取り組みを粘り強く行なっていきます。

3. 有期労働契約にかかわる労働契約法の一部改正

8月3日、労働契約法の一部改正に関する法律が成立しました。厚生労働省によれば、この改正のポイントは、

①有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合には、労働者の申し出により、無期労働契約に転換させる仕組みの導入

②これまで判例として定着していたものの法制化(=「雇い止め法理(判例法理)」の法定化)

③有期雇用労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その内容や配置の変更の範囲などを考慮して、不合理と認められるものであってはならないものとする(=同一労働同一賃金の原則の法制化)、

以上の3点とされています。

埼玉大学では、有期労働契約のもとで働いている教職員は少なくありません。組合は、有期労働契約の教職員の地位および待遇改善に向けての取り組みも重要課題だと考えています。とくに上記①および③の点は、有期契約教職員の労働条件の改善に向けてきわめて重要なポイントだと思われます。一方で、この法改正をきっかけに、使用者側が有期雇用にかかる恣意的な運用をするのではないかという危惧もあります。組合はそういうことがないよう、目を光らせていきます。

**職員、パートタイム職員、
契約職員、教員・・・**

組合はどなたでもいつでも加入できます！

<問合せはお気軽にどうぞ>

埼玉大学教職員組合

tel/fax: 048-853-5609 (内線3160)

メール: saikyoso@mail.saitama-u.ac.jp